

令和 4 年 12 月

長門市議会定例会

議案参考資料

## 目 次

### 議 案

第 8 号	長門市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例	・・・ 1
第 9 号	長門市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する 条例	・・・ 2
第 10 号～第 14 号	長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例等 5 条例	・・・ 5
第 13 号	長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例（新旧対照表）	・・・ 8
第 15 号	長門市林地崩壊防止事業等に係る分担金の徴収に関する条 例の一部を改正する条例	・・・ 18
第 16 号	長門市準用河川管理条例の一部を改正する条例	・・・ 19
第 17 号	長門市都市公園条例の一部を改正する条例	・・・ 20
第 18 号	長門市公民館条例の一部を改正する条例	・・・ 24
第 19 号	長門市ケーブルテレビ放送施設の指定管理者の指定について	・・・ 25
第 20 号	里山ステーション俵山の指定管理者の指定について	・・・ 28

長門市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

通出張所の施設の老朽化に伴い、山口県漁業協同組合通支店内に出張所機能を移転し、地域住民の利便性の維持を図る。

2 改正の内容

- (1) 山口県漁業協同組合通支店内移転に伴い住所番を変更  
(第2条関係)

【改正前】長門市通 671 番地 2

【改正後】長門市通 671 番地 15

3 施行期日

令和5年2月1日

長門市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

1 改正の趣旨

令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員の定年年齢が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、本市職員の定年引上げに関し必要な関係条例の整備を行います。

2 対象となる条例

(1) 改正条例

- 第1条 長門市職員の定年等に関する条例
- 第2条 長門市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- 第3条 公益的法人等への長門市職員の派遣等に関する条例
- 第4条 長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- 第5条 長門市職員の育児休業等に関する条例
- 第6条 長門市職員退職手当に関する条例
- 第7条 長門市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(2) 廃止条例

- 第8条 長門市職員の再任用に関する条例

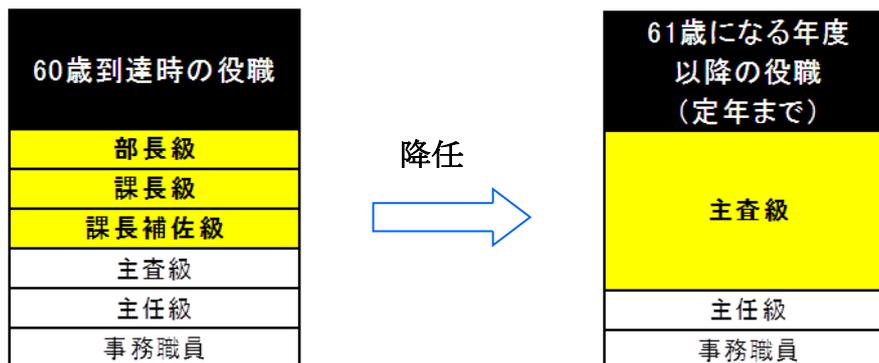
3 改正の内容

(1) 定年を現行の60歳から65歳へ段階的に引上げ現行60歳としている定年年齢を、令和5年度から2年ごとに1歳ずつ引き上げ、令和13年度以後、一律65歳とします。【第1条】

定年年齢	60		61		62		63		64		65		
	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	
生 年 月 日	S37.4.2	R5.3.31 60歳 定年退職	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳						
	~S38.4.1	暫定再任用											
	S38.4.2	59歳	60歳	R7.3.31 61歳 定年退職	62歳	63歳	64歳	65歳					
	~S39.4.1	暫定再任用											
	S39.4.2	58歳	59歳	60歳	61歳	R9.3.31 62歳 定年退職	63歳	64歳	65歳				
	~S40.4.1	暫定再任用											
	S40.4.2	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	R11.3.31 63歳 定年退職	64歳	65歳			
	~S41.4.1	暫定再任用											
	S41.4.2	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	R13.3.31 64歳 定年退職	65歳		
	~S42.4.1	暫定再任用											
	S42.4.2	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	R15.3.31 65歳 定年退職	
	~S43.4.1	暫定再任用											
S43.4.2	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	R16.3.31 65歳 定年退職	
~S44.4.1	暫定再任用												

(2) 管理監督職勤務上限年齢制の導入（役職定年制）【第1条】

役職定年の対象となる年齢及び役職については、60歳に達した管理監督職（課長補佐級以上）とし、当該職員は原則、主査級に降任となります。ただし、人材確保に困難な役職や特殊な役職に就いている者を他の職に異動することで、公務の運営に著しい支障が生ずる場合は、1年単位で降任時期を延期し、引き続き管理監督職を占めたまま勤務させる（特例任用）ことができます。



(3) 定年前再任用短時間勤務制及び暫定再任用制度の導入【第1条・第8条】

- ① 60歳以降の多様な働き方に対応するため、60歳以後に退職した職員を、短時間勤務の職で再任用できる再任用短時間勤務制度を導入します。
- ② 現行の再任用制度は、廃止し、定年年齢の段階的な引上げ期間中の経過措置として、定年退職後から65歳までの間、現行と同様の暫定的な再任用制度（フルタイム又は短時間）を設けます。

○R4年12月現在58歳の職員が60歳に達する年度末で定年前退職し、定年前再任用短時間勤務職員を選択した場合

年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
年齢	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
モデル職員	常勤職員			定年前再任用短時間勤務職員	暫定再任用職員			

(4) 60歳到達後の職員の給料【議案第13号第2条】

- ① 定年引上げに伴い、61歳となる年度以後の職員の給与水準は、当分の間、60歳到達時の給料月額7割とします。
- ② 定年前再任用短時間勤務職員の給与は、現行の再任用短時間勤務職員の給与と同様となります。

(5) 退職手当【第6条】

- ① 定年引上げに伴い、現行の60歳定年退職時の退職手当の額に比べて不利益とならないよう、61歳となる年度以後に給料月額が（7割水準）と

なっても、退職手当の基本額は、減額前の給料月額を基礎に算定する「ピーク時特例」を適用します。

- ② 60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者（自己都合退職等）の退職手当の基本額については、当分の間、「定年退職」の支給率（支給月数）を適用します。

**（6）情報提供・意思確認制度の実施【第1条】**

職員が59歳に達する年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、職員の60歳以後の勤務の意思を確認します。

**3 施行期日**

令和5年4月1日（原則）

長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等  
5つの条例改正について

1. 改正の趣旨

令和4年8月8日、人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与改定に関する勧告及び報告を行いました。

この中で人事院は、今年度の国家公務員の給与については、月例給、特別給（ボーナス）のいずれも民間賃金を下回っていたことから、公務員の月例給を令和4年4月に遡って改定することとし、平均給与を0.23%上げるとともに、特別給についても、0.10月分引き上げることとしました。

これを受けて政府は、国家公務員の給与改定を勧告どおり改定することを決定し、11月11日、国会で可決・成立されたところです。

本市におきましても、これらの情勢を踏まえ、国に準じた内容で、長門市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。

あわせて、令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員の定年年齢が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、60歳到達後の職員の給料等について定めるため、長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

2. 長門市一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける者に支給される月例給及び特別給について

(1) 人事院勧告に伴う職員の給料及び期末勤勉手当について【第1条関係】

国の給与法改正に準じ給料表の金額改定を行なうとともに、勤勉手当の年間支給割合の引き上げ（0.10月分）を行うものです。

(令和4年4月1日時点)

職員数	平均年齢	平均給与月額		増減額	増減率
		改定前	改定後		
469人	41歳5月	333,582円	334,487円	905円	0.27%

※平均給与月額は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当。

ア 給料表の改定について

給料表の給料月額については、国に準じて改定をするものです。

## イ 期末勤勉手当について

年間の支給割合が 4.4 月分となるよう勤勉手当を 0.1 月分引き上げ、次のとおり改定するものです。

手当の別 支給期	期末手当	勤勉手当	合 計
6 月 期	1.20 月分 (0.675 月分)	0.95 月分→1.00 月分 (0.45 月分→0.50 月分)	2.15 月分→2.20 月分 (1.125 月分→1.175 月分)
1 2 月 期	1.20 月分 (0.675 月分)	0.95 月分→1.00 月分 (0.45 月分→0.50 月分)	2.15 月分→2.20 月分 (1.125 月分→1.175 月分)
合計	2.40 月分 (1.35 月分)	1.90 月分→2.00 月分 (0.90 月分→1.00 月分)	4.30 月分→4.40 月分 (2.25 月分→2.35 月分)

※下段（ ）内は、再任用職員

## ウ 所要額

＜一般職員：469 人（再任用職員含む。）＞ 単位：千円

科目	給料	地域手当	期末勤勉手当	共済費	計
会計					
一般	4,475	0	15,546	2,708	22,729
国民健康保険	103	0	387	68	558
湯本温泉	0	0	40	7	47
介護保険	43	0	217	37	297
後期高齢者医療	0	0	38	7	45
下水道事業	26	0	572	100	698
水道事業	173	0	446	76	695
合 計	4,820	0	17,246	3,003	25,069

## (2) 定年引上げに伴う 60 歳到達後の職員の給料について【第 2 条関係】

ア 定年引上げに伴い、61 歳となる年度以後の職員の給与水準は、当分の間、60 歳到達時の給料月額額の 7 割とします。

イ 定年前再任用短時間勤務職員の給与は、現行の再任用短時間勤務職員の給与と同様となります。

3. 長門市長等の給与に関する条例の適用を受ける者に支給される期末手当について

年間の支給割合が 3.35 月分となるよう期末手当を 0.1 月分引き上げ、次のとおり改定するものです。

手当の別 支給期	期末手当
6 月 期	1.625 月分 → 1.675 月分
1 2 月 期	1.625 月分 → 1.675 月分
合 計	3.25 月分 → 3.35 月分

4. 市議会議員の期末手当について

年間の支給割合が 3.35 月分となるよう期末手当を 0.1 月分引き上げ、次のとおり改定するものです。

手当の別 支給期	期末手当
6 月 期	1.625 月分 → 1.675 月分
1 2 月 期	1.625 月分 → 1.675 月分
合 計	3.25 月分 → 3.35 月分

5. 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける特定任期付職員の期末手当について

(1) 国家公務員の特定任期付職員と同水準とするため、年間の支給割合が 3.35 月分となるよう期末手当支給月数を改定するものです。

(2) 本市には、現在、特定任期付職員として採用された者がいないため、改正による影響はありません。

6. 会計年度任用職員の給与等に関する条例の適用を受ける会計年度任用職員の給与（報酬）について

一般職の給料表改定に準じて給料（報酬）単価を改定するものです。

7. 施行期日

公布の日から施行し、2の（1）、3、4及び5の規定は、令和4年4月1日から適用します。ただし、2の（2）及び6については令和5年4月1日から施行します。

長門市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

8

改正後									現行																																																																																										
<p>本則</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第12項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の100</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <p>給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級 ＼ 号給</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">再任用職員</td> <td>1</td> <td>円 150,100</td> <td>円 198,500</td> <td>円 234,400</td> <td>円 266,000</td> <td>円 290,700</td> <td>円 319,200</td> <td>円 362,900</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>円 151,200</td> <td>円 200,300</td> <td>円 236,000</td> <td>円 267,700</td> <td>円 292,900</td> <td>円 321,400</td> <td>円 365,500</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>円 152,400</td> <td>円 202,100</td> <td>円 237,500</td> <td>円 269,200</td> <td>円 295,000</td> <td>円 323,700</td> <td>円 367,900</td> </tr> </tbody> </table>									職員の区分	職務の級 ＼ 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	給料月額	再任用職員	1	円 150,100	円 198,500	円 234,400	円 266,000	円 290,700	円 319,200	円 362,900	2	円 151,200	円 200,300	円 236,000	円 267,700	円 292,900	円 321,400	円 365,500	3	円 152,400	円 202,100	円 237,500	円 269,200	円 295,000	円 323,700	円 367,900	<p>本則</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第12項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の95</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の45</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <p>給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級 ＼ 号給</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">再任用職員</td> <td>1</td> <td>円 146,100</td> <td>円 195,500</td> <td>円 231,500</td> <td>円 264,200</td> <td>円 289,700</td> <td>円 319,200</td> <td>円 362,900</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>円 147,200</td> <td>円 197,300</td> <td>円 233,100</td> <td>円 266,000</td> <td>円 291,900</td> <td>円 321,400</td> <td>円 365,500</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>円 148,400</td> <td>円 199,100</td> <td>円 234,600</td> <td>円 267,800</td> <td>円 294,000</td> <td>円 323,700</td> <td>円 367,900</td> </tr> </tbody> </table>									職員の区分	職務の級 ＼ 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	給料月額	再任用職員	1	円 146,100	円 195,500	円 231,500	円 264,200	円 289,700	円 319,200	円 362,900	2	円 147,200	円 197,300	円 233,100	円 266,000	円 291,900	円 321,400	円 365,500	3	円 148,400	円 199,100	円 234,600	円 267,800	円 294,000	円 323,700	円 367,900												
職員の区分	職務の級 ＼ 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																																																																																											
		給料月額																																																																																																	
再任用職員	1	円 150,100	円 198,500	円 234,400	円 266,000	円 290,700	円 319,200	円 362,900																																																																																											
	2	円 151,200	円 200,300	円 236,000	円 267,700	円 292,900	円 321,400	円 365,500																																																																																											
	3	円 152,400	円 202,100	円 237,500	円 269,200	円 295,000	円 323,700	円 367,900																																																																																											
職員の区分	職務の級 ＼ 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																																																																																											
		給料月額																																																																																																	
再任用職員	1	円 146,100	円 195,500	円 231,500	円 264,200	円 289,700	円 319,200	円 362,900																																																																																											
	2	円 147,200	円 197,300	円 233,100	円 266,000	円 291,900	円 321,400	円 365,500																																																																																											
	3	円 148,400	円 199,100	円 234,600	円 267,800	円 294,000	円 323,700	円 367,900																																																																																											

## 員以外の職員

4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300

## 員以外の職員

4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300

30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300

30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300

57	<u>226,300</u>	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	<u>227,100</u>	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	<u>227,800</u>	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	<u>228,500</u>	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	<u>229,200</u>	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	<u>230,000</u>	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	<u>230,700</u>	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	<u>231,300</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	<u>231,900</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	<u>232,500</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	<u>233,100</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	<u>233,800</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	<u>234,500</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	<u>235,100</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	<u>235,600</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	<u>236,300</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	<u>237,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	<u>237,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	<u>238,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	<u>238,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	<u>239,300</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	<u>240,000</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	<u>240,700</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	<u>241,200</u>	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	<u>241,700</u>	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	<u>242,300</u>	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	

57	<u>223,800</u>	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	<u>224,600</u>	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	<u>225,400</u>	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	<u>226,100</u>	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	<u>226,800</u>	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	<u>227,800</u>	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	<u>228,600</u>	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	<u>229,400</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	<u>230,100</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	<u>230,800</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	<u>231,700</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	<u>232,700</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	<u>233,400</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	<u>234,000</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	<u>234,500</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	<u>235,200</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	<u>236,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	<u>236,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	<u>237,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	<u>237,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	<u>238,400</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	<u>239,100</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	<u>239,800</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	<u>240,300</u>	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	<u>240,800</u>	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	<u>241,500</u>	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	

83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			

83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			

109	299,500	348,500						
110	299,900	348,900						
111	300,300	349,200						
112	300,600	349,500						
113	300,800	350,000						
114	301,000							
115	301,300							
116	301,700							
117	301,900							
118	302,100							
119	302,400							
120	302,700							
121	303,100							
122	303,300							
123	303,600							
124	303,900							
125	304,200							
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	

109	299,500	348,500						
110	299,900	348,900						
111	300,300	349,200						
112	300,600	349,500						
113	300,800	350,000						
114	301,000							
115	301,300							
116	301,700							
117	301,900							
118	302,100							
119	302,400							
120	302,700							
121	303,100							
122	303,300							
123	303,600							
124	303,900							
125	304,200							
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	

第2条による改正

長門市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	現行
本則	本則

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 (略)

2～8 (略)

(削る)

(給料月額の特例)

第5条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員に係る勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 (略)

(通勤手当)

第10条の6 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等を使用する片道の距離に応じ、支給単位期間につき、次の表に定める額(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(表は省略)

(3) (略)

3～6 (略)

(時間外勤務手当)

第13条 (略)

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 (略)

2～8 (略)

9 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

(給料月額の特例)

第5条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第9項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 (略)

(通勤手当)

第10条の6 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等を使用する片道の距離に応じ、支給単位期間につき、次の表に定める額(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(表は省略)

(3) (略)

3～6 (略)

(時間外勤務手当)

第13条 (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3～6 (略)

(端数計算)

第16条の2 (略)

2 第5条の2の規定に適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(期末手当)

第20条 (略)

2 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第12項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額

2 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3～6 (略)

(端数計算)

第16条の2 (略)

2 第5条の2の規定に適用を受ける再任用短時間勤務職員の給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(期末手当)

第20条 (略)

2 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第12項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

の総額

3～5 (略)

附 則

1～15 (略)

(職員の給料に関する経過措置)

16 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 18 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に 50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。

17 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 長門市職員の定年等に関する条例（以下この項及び次項において「定年条例」という。）第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する異動期間（同項又は同条第 2 項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第 5 条に規定する管理監督職を占める職員

(3) 定年条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員（定年条例第 2 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

18 定年条例第 8 条に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第 20 項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 16 項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に 50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第 16 項の規定により当該職員の受ける給料月額

3～5 (略)

附 則

1～15 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

のほか、基礎給料月額と特日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

19 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

20 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 16 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 18 項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

21 附則第 18 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 16 項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 附則第 16 項から前項までに定めるもののほか、附則第 16 項の規定による給料月額、附則第 18 項の規定による給料その他附則第 16 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第 1(第 4 条関係)  
給料表

職員の区分	職務の級 ＼ 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)							
定年前再任用短時間勤務職員	(略)							

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

別表第 1(第 4 条関係)  
給料表

職員の区分	職務の級 ＼ 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
再任用職員以外の職員	(略)							
再任用職員	(略)							

長門市林地崩壊防止事業等に係る分担金の徴収に関する条例の一部を  
改正する条例

1 改正の趣旨

市が行う林地崩壊防止事業やがけ崩れ対策事業など土砂災害防止対策事業のうち、受益者から分担金を徴する事業を整理したことから、所要の改正を行うもの

2 改正の内容

(1) 題名の変更

市全体の土砂災害防止対策事業に係る分担金について条例を一体的に整理することとしたため、次のとおり題名を改正

【改正前】長門市林地崩壊防止事業等に係る分担金の徴収に関する条例

【改正後】長門市土砂災害防止対策事業に係る分担金の徴収に関する条例

(2) これまで小規模治山事業に準じて取り扱ってきた次の事業を、分担金を徴収する事業として明文化（第2条関係）

ア がけ崩れ災害緊急対策事業

イ 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

※分担金の徴収割合：いずれも事業費の17%以内

(3) その他上記改正に伴う条文の整理（第1条関係）

3 施行期日

公布の日

## 長門市準用河川管理条例の一部を改正する条例

### 1 改正の趣旨

準用河川における流水占用料、土石採取料、河川産出物採取料又は土地占用料（以下「流水占用料等」という。）の算定方法について、これまで道路占用料の算定方法に準じて取り扱ってきた事項を明文化するため、規定の整理を行うもの

### 2 改正の内容

次の場合における流水占用料等の算定について、それぞれ次のように取り扱うことを規定（第 4 条関係）

- (1) 流水占用料等を算定した結果、その金額が 100 円未満の場合  
流水占用料等の額を 100 円とする。
- (2) 流水占用料等の単価に乗じる数量が整数単位未満の場合又はこれら数量の単位未満に端数がある場合  
整数単位未満又は端数を 1 整数単位（切り上げ）として流水占用料等を計算する。
- (3) 流水占用料等を年額で定めている場合に、その行為を行う期間が 1 年に満たない場合  
月割により流水占用料等を算定することとし、その期間に 1 月に満たないものがある場合には 1 月として計算する。

### 3 施行期日

公布の日

## 長門市都市公園条例の一部を改正する条例

### 1 改正の趣旨

長門市都市公園（長門市総合公園（テニスコート含む。）及び小河内公園）において、管理者の許可を得て物品販売等商行為を行う場合など公園一時利用に係る使用料を統一的に定めるとともに、有料公園施設に係る使用料を本条例において整理するもの

### 2 改正の内容

(1) 公園一時利用に係る使用料の額を次のとおり規定（別表第 3 関係）

使用料の額… 1 平方メートルにつき 1 時間当たり 3 円

【使用料算定に当たっての細則的事項】

- 1 営利を目的に使用するとき、使用料の額の 4 倍の額
- 2 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1 時間として計算
- 3 使用面積が整数単位未満であるとき、又は単位未満の端数があるときは、1 整数単位として計算
- 4 10 円未満の端数が生じたときは、切り捨て

※公園一時利用の許可が認められる行為は、次の目的による行為で公園の利用に支障がないと認められるもの

- ①行商、募金等
- ②業として行う写真の撮影
- ③業として行う映画撮影及び興行
- ④競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し

※使用料の額は、これまで売店 1 店につき 1 時間あたり 400 円を基本に算定していましたが、大きさの異なるキッチンカーによる一時利用など使用面積に差があることから、行政コスト、公園の規模及び一時利用の状況を踏まえた使用料単価を設定

(2) 有料公園施設に係る使用料を規定（別表第 4 関係）

これまで使用料徴収条例（平成 17 年長門市条例第 63 号）で定めていた有料公園施設に係る使用料を、本条例で規定（各施設の使用料の額に変更なし）

(3) 上記 2（1）及び 2（2）の改正に伴う文言の整理

（第 11 条関係）

### 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

長門市都市公園条例新旧対照表

改正後	現行												
<p>本則</p> <p>(使用料)</p> <p>第 11 条 法第 5 条第 1 項又は法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者は、長門市使用料徴収条例(平成 17 年長門市条例第 63 号)の定めるところにより使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 第 4 条第 1 項又は第 3 項の許可を受けた者は、別表第 3 に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 有料公園施設を利用しようとする者は、別表第 4 に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>別表第 3(第 11 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 4 条による公園一時利用</td> <td>1 平方メートル、1 時間につき</td> <td style="text-align: center;">3 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 営利を目的に使用するときは、使用料の額の 4 倍の額とする。</p> <p>2 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1 時間として計算する。</p> <p>3 使用面積が整数単位未満であるとき、又は単位未満の端数があるときは、1 整数単位として計算するものとする。</p> <p>4 使用料の算定において 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>別表第 4(第 11 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">具体的名称</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	使用料	第 4 条による公園一時利用	1 平方メートル、1 時間につき	3 円	具体的名称	区分	使用料				<p>本則</p> <p>(使用料)</p> <p>第 11 条 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項、同条第 3 項、第 4 条第 1 項若しくは同条第 3 項の許可を受けた者又は有料公園施設を利用しようとする者は、長門市使用料徴収条例(平成 17 年長門市条例第 63 号)の定めるところにより使用料を納付しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
名称	区分	使用料											
第 4 条による公園一時利用	1 平方メートル、1 時間につき	3 円											
具体的名称	区分	使用料											

		入場料、会費等を徴収しない場合	1 時間につき	400 円
		入場料、会費等を徴収する場合	1 時間につき	1,600 円
小 河 内 公 園	グ ラ ウ ン ド	備考 1 土曜日、日曜日又は休日を使用するときは、定額の 2 割増とする。この場合において、10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 2 翌日使用のための準備に使用する場合、基本使用料に 10 0 分の 50 を乗じて得た額とする。 3 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1 時間として計算する。		
		夜間照明施設	1 面、30 分につき	840 円
長 門 市 総 合 公 園	テ ニ ス コ ー ト	1 面、1 時間につき	高校生以下の者(すべての者が高校生以下の者のときに限る。ただし、引率指導教諭等を除く。)	1 回 250 円
				回数券 11 枚綴り 2,500 円
		その他の者	1 回	500 円
			回数券 11 枚綴り	5,000 円

		枚綴 り	
	備考		
	1 営利を目的とするときの使 用料は、定額の 4 倍の額とす る。		
	2 使用時間に 1 時間未満の端 数があるときは、その端数時 間は、1 時間として計算する。		
夜 間	1 面、30 分につき	200 円	
照 明 施 設	備考 使用時間が 30 分に満たない とき又は 30 分未満の端数の時 間があるときは、当該時間に ついては 30 分とみなす。		

長門市公民館条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

通公民館の施設の老朽化に伴い、山口県漁業協同組合通支店内に公民館機能を移転し、地域住民の生涯学習の拠点と交流の場を維持する。

2 改正の内容

- (1) 山口県漁業協同組合通支店内移転に伴い住所地番を変更  
(第 2 条関係)

【改正前】長門市通 671 番地 2

【改正後】長門市通 671 番地 15

3 施行期日

令和 5 年 2 月 1 日

## 長門市ケーブルテレビ放送施設の指定管理者の指定について

## 1 指定管理者に管理を行わせる施設

	名 称	位 置
本部施設	長門市ケーブルテレビ放送センター本部	長門市東深川 2366 番地 11
支局施設	長門市ケーブルテレビ放送センター三隅支局	長門市三隅下 503 番地
	長門市ケーブルテレビ放送センター日置支局	長門市日置上 5914 番地 4
中継局施設	長門市ケーブルテレビ放送センター俵山中継局	長門市俵山 4851 番地
	長門市ケーブルテレビ放送センター油谷中継局	長門市油谷後畑 267 番地
※送信施設及び宅内施設を含む。		

## 2 指定管理者候補者

名 称           ながとてれび株式会社  
 事業所の所在地   長門市東深川 890 番地 2  
 代 表 者       代表取締役 松岡 修二

## 3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（5 年）

## 4 業務内容

- (1) 放送施設の運営及び維持管理に関する業務
- (2) 送信施設の設置に関する業務
- (3) テレビジョン放送及び FM ラジオ放送の再送信に関する業務
- (4) 自主番組放送に関する業務
- (5) 情報通信に関する業務
- (6) 自然災害、火災等の緊急情報の提供に関する業務
- (7) 農村の活性化及び産業の振興に寄与する情報の提供に関する業務
- (8) 放送施設の利用にかかる料金の課金及び徴収に関する業務
- (9) インターネット条例に規定するインターネット接続サービスの提供に関する業務
- (10) 電気通信設備の運営及び維持管理に関する業務

- (11) 電気通信回線設備の設置に関する業務
- (12) インターネット接続サービスの利用に係る料金の課金及び徴収に係る業務
- (13) その他市長が必要と認める業務

## 5 公募及び選定結果の概要

### (1) 応募資格

山口県内に本社、契約締結権を持つ支店または営業所等を置く法人であること。なお、指定管理者となった場合は、市内に事業所を置くこと。

### (2) 応募団体

1 団体（ながとてれば株式会社）

### (3) 長門市指定管理者選定委員会委員

長門市副市長、長門市企画総務部長、長門市市民生活部長、長門市健康福祉部長、長門市経済観光部長、長門市建設部長、長門市教育員会教育部長、長門市三隅支所長、長門市油谷支所長、※長門市日置支所長（欠席）

### (4) 募集・選定経過

事項	年 月 日
募集公告	令和 4 年 10 月 6 日（木）
募集要項等配布	令和 4 年 10 月 6 日（木）～11 月 1 日（火）
質問の受付	令和 4 年 10 月 6 日（木）～10 月 12 日（水）
質問書に対する回答	令和 4 年 10 月 14 日（金）
応募書類の受付	令和 4 年 10 月 19 日（水）～11 月 1 日（火）
選定委員会 ・ 応募者からの事業計画の説明及びヒアリング ・ 事業計画の審査 ・ 指定管理者候補者の選定	令和 4 年 11 月 8 日（火）

### (5) 選定結果

選定委員会では、提出された事業計画書及び応募者に対するヒアリングを基に採点。評価結果を基に協議を行い、全員一致で応募者を候補者として選定し、市長に報告。本市においては、選定委員会の報告を参考に、総合的に勘案し、ながとてれば株式会社を指定管理者の候補者としたもの。

(6) 指定管理者候補者の提案した指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

148,489,000円

※指定管理料の額は、指定管理者からの提案金額を基に、市と指定管理者が締結する協定によって定める。

## 里山ステーション俵山の指定管理者の指定について

### 1 指定管理者に管理を行わせる施設

里山ステーション俵山（長門市俵山 4497 番地）

### 2 指定管理者候補者

名 称	特定非営利活動法人ゆうゆうグリーン俵山
事業所の所在地	長門市俵山 4497 番地
代 表 者	理事長 坂倉 弘真

### 3 指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

9, 7 6 8, 0 0 0 円

### 4 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（3 年）

### 5 業務内容

- (1) 里山ステーションの管理運営に関すること。
- (2) 里山ステーションの運営上必要と認められる事業の実施に関すること。
- (3) その他里山ステーションの善良な管理に関すること。

### 6 指定管理者選定の経緯

特定非営利活動法人ゆうゆうグリーン俵山は平成 22 年度から当施設の管理を行うと共に、高齢者福祉事業、体験交流事業等の多方面の事業を通して市民に対してきめ細やかなサービスを提供している。利用者数については、今後、市ホームページや SNS 等を活用し、積極的な情報発信により増やしていくこととしている。

また、毎月第 2 日曜日には、施設内で里山朝市を開催し、地元野菜の販売等を通じて、コロナ禍の制限がある中でも人と人がかかわるきっかけを提供し、地域の活性化に向け、力を注いでいることに加え、地域住民を中心とする法人である強みを活かし、災害時・緊急時等における地域全体での迅速な対応ができる体制を構築している。

このため、長門市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条第 2 項第 1 号に基づき、公募によらず指定管理者候補者の選定を行った。